第8回教育委員会

開会日時 令和4年 4月 21日(木) 午前 10時00分

閉会日時 午前 10時33分

開会場所 教育委員会室

出 席 者

教 長 中 川修一 委 員 野 佐紀子 高 委 員 青 木 義 男 豊 委 員 沼 長 委 員 野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長 水 野 博 史 地域教育力担当部長 湯 本 隆 教育総務課長 諸 橋 達昭 学 務 課 長 大 橋 薫 樹 指導室長 氣 田 眞由美 新しい学校づくり課長 渡 辺 五. 学校配置調整担当課長 早 川 宏 施設整備担当副参事 伊 東 龍一郎 和 生涯学習課長 太 田 弘 晃 地域教育力推進課長 野 雅 彦 教育支援センター所長 冏 部 雄 司 中央図書館長 松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立 しております。

それでは、ただいまから令和4年第8回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、大橋学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊藤施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則30条により 許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第23号 幼稚園教育職員期末手当に関する規則の一部を改正す る規則

(教育総務課)

- 教 育 長 日程第一 議案第23号「幼稚園教育職員期末手当に関する規則の一部を改正 する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。
- 次 長 よろしくお願いいたします。まず、議案第23号です。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、議案 を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

今回の改正でございますが、幼稚園教育職員の期末手当の支給に関する課題を 解消するための改正となります。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長 よろしくお願いいたします。資料をご覧ください。

議案でございます。議案第23号で、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 の一部を改正する規則、こちらを提出するものでございます。

こちらにつきましては、改正の中身といたしましては、第2条第2項第4号の 2を削ります。

それによりまして、支給対象外となっている職員にも、一部支給できる状態に するものでございますが、少し中身が複雑ですので、資料の5/6から始まりま す、こちらの資料を基に中身を簡単にお話ししたいと思います。

期末手当でございますが、こちらはいわゆるボーナス相当のものになるのです

が、そちらは、夏で言いますと、6月1日現在に在籍していると支給されるというものでございます。これは原則論ですが、特例としまして、それよりも1カ月以内に辞めた場合についても、もらえます。

その特殊なケースにおいて、一部、特殊な状態に陥りますと不利益を被る状態がありました。これを解消するというものでございます。

まず、不利益を被るケースが2つございまして、1の(1)のところでございます。支給されないケースがありました。

こちらは、今申し上げた基準日にはいないが、1カ月以内に辞めた場合で、更に、引き継いで会計年度任用職員になった場合で、会計年度任用職員としての任用期間が短い場合、例えば1カ月の任用という形になりますと、常勤職員として特例を受けて期末手当をもらうことができなくなります。

更には、会計年度任用職員も、1カ月の任用ですともらえないという状態で、 期末手当が一切もらえないという状態が起きました。

更に、2つ目のケースは、(2)になりますが、支給額が下がる場合があります。

会計年度任用職員として任用されて6カ月以上の長い運用になりますと、会計 年度任用職員としての期末手当が出る状態になります。

一方、常勤職員としては、もらえない状態はケース1と同じなのですが、この場合にもらえる金額につきまして、期末手当を算定する対象期間が、常勤職員としての期間を通算して、期間としては不利益を被らないのですが、それに掛け合わせる形で金額をはじきだす場合に、その単価が常勤職員としての単価ではなくて、会計年度任用職員としての単価で計算されてしまうという状態になります。そうすると、受け取るという金額についても少なくなってしまうという不利益がございました。

こちらを解消するために、6/6ページの2の見直し内容になりますが、それぞれの対象期間で按分しまして、その合わせたものを受け取れるということで、不利益を被らないで、働いていた期間、働いていた職でもらえる金額に応じて期末の手当を受け取れるという、ごく当たり前の状態に直すというものでございます。

そういった状態を作り出すために、3、規定整備の内容の中で、冒頭に申し上げました幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第2条第2項(4)の2を削除いたします。

もう1つ、教育委員会部局ではないのですが、(2)会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正、こちらは人事課において行いま す。

この2つをあわせて行うことによりまして、ただいま申し上げました不利益、 もしくは、もらえない状態を解消できるというもので、その改正をさせていただ くというものでございます。

最後、4です。改正規則の施行予定日。令和4年5月1日としております。以上、よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第23号については、原案のとお り可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 令和3年度板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について(幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業)

(学-1・学務課)

2. 令和3年度板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について(学校における感染対策事業)

(学-2・学務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「令和3年度板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について(幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業)」及び報告2「令和3年度板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について(学校における感染対策事業)」を一括して、学務課長から報告願います。

学務課長 ご説明いたします。

(1) (2)、続けてご説明いたします。

まず、「学-1」から報告いたします。資料をご覧ください。

令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について (幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業) についてのご説明になります。

こちらは、一般会計の前年度、令和3年度に議決した予算について、次年度、 本年度に繰り越して執行するものについてのご報告でございます。

初めに、幼稚園教諭の処遇改善についてのものです。

事業の概要としましては、私立幼稚園を対象としております。

対象期間は、令和4年2月から9月まで。

支給要件としましては、2月分の給与から、基本給または毎月支払われる手当 等において、補助額をつけて賃金改善を行うというものでございます。

2、繰越明許の理由でございます。

このことについては、令和3年11月の閣議決定に基づいて、幼稚園教諭等を 対象としまして、賃上げ、いわゆる処遇改善を行うものでございます。 令和3年度に第9号補正予算として、令和4年1月に議決しております。

本事業については、以下にございますとおり、令和4年4月分から9月分までは令和4年度の施設型給付費に上乗せするという形で継続して支出するものでございますので、4年度分の予算について繰り越しをするものです。

なお、本事業は全額国庫補助金を財源としているものですので、令和4年度も 含めて交付決定を受けていることから、一般財源についても翌年度に繰り越すと いうふうになります。

3番をご覧ください。

令和4年度の繰越額は900万円となっております。

4番は、3年度に執行したものの内容でございます。8施設の職員に対して、214万9、120円が執行されております。

計算書については、次のページに記載がございますので、ご確認ください。 続いて、「学-2」をご覧ください。

こちらは、令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書 についての、学校における感染症対策事業についてです。

事業の概要、2番でございます。

こちらにつきましては、感染対策として、リスクをできる限り低くするために、 環境を整備し、教育活動を着実に継続するため、マスク、アルコール、手袋など の感染症対策の消耗品を購入するという経費でございます。

対象は、区立小中学校74校、天津わかしお学校を含むものでございます。

3、繰越明許の理由といたしましては、各学校において、感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら教育活動を着実に継続することを目的として、 令和4年3月に、3年度の補正予算、そして議決をしておるものです。

こちらの経費は、令和3年11月に閣議決定されました3年度補正による文部 科学省からの補助金を得ている対象の事業でございます。こちらについて、令和 4年3月付で交付決定を受けております。

本予算の執行に当たりましては、3年度において議決を経ながらも、翌年度、 今年度も引き続き感染症対策が必要であるというところから、全額を繰り越すと いうものでございます。

なお、この補助金につきましては、令和4年3月15日付で都の教育委員会に おいても繰越承認の申請をしておるものでございます。

4 をご覧ください。繰越に係る計算額の内訳です。計1,848万9,000 円となっております。

こちらの計算書は、小学校、中学校の項に分けて計算されております。ご確認 のほどよろしくお願いします。

なお、今の報告2件につきましては、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り 越す場合、次の区議会で報告することになっております。第二回定例区議会にお いて、こちらについて報告する予定です。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 令和3年度中高生勉強会「学びiプレイス」実施報告について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告3に移ります。「令和3年度中高生勉強会「学びiプレイス」 実施報告について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 令和3年度中高生勉強会「学びiプレイス」の実施報告をさせていただきます。 この事業につきましては、中高生に学習の場を提供いたしまして、大学生等の ボランティアによります学習支援と相互交流を通しまして、社会性や自己肯定感 を育む場となる中高生の居場所づくりを目的に、勉強会の方を実施してございま

す。

実施期間でございます。 1番でございます。 令和 3年 4 月 1 3日から ϕ 和 4年 3月 11日まで。

2番の場所等につきましては、記載のとおりでございまして、5カ所で行って ございます。

回数の方が、延べ回数で200回。登録者数が148名。延べ参加者数が1, 101名ございます。

参考までに前年度を載せさせていただいておりまして、前年度の参加者数は7 13名でございまして、1.5倍相当に、令和3年度は増えているというような 状況でございます。

その下にグラフを入れさせていただいておりまして、参加登録者の推移と、1 回当たりの平均参加者数の推移、令和2年と令和3年で比較したものとなってご ざいます。

続きまして、3番の学年別の参加状況でございます。

こちらは記載のとおりでございます。

中学生が、上に書いてありますが72%、高校生が28%という結果になって ございます。

高校2年生のところで、高島平図書館のところに167名と、ここだけ数字が 突出しておりますが、こちらは中学生時代から継続して使っていただいているお 子さんが高校2年生になられているというような状況でございます。

4番の委託事業者は記載のとおりでございます。キッズドアというところでございまして、委託料につきましては1,108万8,000円でございました。

6番、実施状況でございます。

基本的に、(1)のところで、会場ごとの実施回数の変更というところがございますが、当初、5つの会場で各40回やる予定でございましたが、中央図書館

と高島平図書館の会場がコロナの関係で使えないときがございましたので、そのほかの会場を少し増やしたという形で、目標の200回を達成したといった形になってございます。

2つ目の感染の防止対策でございますが、一般的に行っている感染防止対策を 行っているところでございます。

(3) 中高生の参加状況でございます。

令和3年度の参加者数につきましては、コロナ前の状況には及ばないものの、 先ほど申し上げましたとおり、令和2年度と比較しまして1.5倍程度になって いるというような状況でございます。

7の実施内容でございます。

(1) 学習支援でございます。

基本的には参加者が持参する教材を使いまして、個々の状況に応じて寄り添い型の支援を基本とした。学校の宿題に取り組む生徒や、定期試験の前後には試験に向けた学習、試験結果の見直し等を行っているというようなものでございます。

(2) でございます。相談でございます。

こちらの方につきましては、中高生と年齢の近い大学生等のボランティア、事業者スタッフの方がおりますので、参加者にとって話しやすい雰囲気、関係性が 醸成されているというようなものでございます。

(3) の交流でございます。

こちらでございますが、令和3年度につきましてはイベントを色々とやらせていただいてございます。

下から4行目のところで「3月11日に実施された」と記載させていただいていますが、「まなプレ会議」につきましては、中学1年生の参加者から、本事業をもっとよくしたいという思いから提案していただきまして、実施したものという形になってございます。そのときの様子等も、下の方に写真で入れさせていただいているというような状況でございます。

次ページに移っていただきまして、8番、参加者に関するアンケート結果でございます。こちらをご覧いただければと思ってございます。

(3)の回答結果のところですが、①で本事業を知ったきっかけ、②のところで参加の動機、③のところで本事業への参加歴、④のところで参加の頻度、⑤のところで継続参加の理由、⑥で勉強面での変化、⑦で勉強面以外での変化、⑧でイベントへの参加、⑨でイベントに求めること、⑩で本事業への評価、⑪で評価の理由、⑫でボランティアスタッフの対応、⑬で自由意見といった形でアンケートをまとめさせていただいているものでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。

私の方から、4ページに、アンケートの(3)で、本事業を知ったきっかけがあるのですが、こういった事業は、いたばし学び支援プラン2025の中でも、新たに、誰一人取り残さない居場所づくりという意味合いでは非常に大きな施策

だと思うのですが、周知というのがとても難しいなと思っています。学校で配られたチラシは、今年度も配られるのですか。

生涯学習課長 はい。配る予定です。

教 育 長 あるいは、ポスターを学校に掲示するということも、事務局の方でポスターを 作るなり、あるいは、そこに通っている子どもたちにポスターを作ってもらうと いうようなことで、周知に力をいれていく、あるいは、フレンドセンター辺りに も、周知していくということも含めて、不登校の子どもたちの居場所としても十 分活用できるかなと思いますので、ぜひ、その辺りに、更に力を入れていただけ ればと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。

今現在、教育の広報と、あと、ホームページ、チラシといったところで配らせていただいておりますが、ポスター等も、ご意見をいただきましたので、こちらも積極的に取り入れていきたいというふうに思ってございます。

教 育 長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

高野委員 3月11日の、まなプレ会議は中学1年生が提案して開かれたということで、 こういったところにも、参加するだけではなくて、自主性が見られて大変いいこ とだなと思いました。

> 今、教育長から周知ということのお話があったのですが、ロコミというのもと ても大きなことだと思います。

> 自分たちが自主的に参加して、もっとよくしていこう、もっと使いやすくしていこうということが、子どもたちの間で広がって、参加者が増えて、内容が充実してくるようになったらいいなと思っております。

生涯学習課長 ありがとうございます。引き続き、積極的に使っていただけるように努力して まいりたいと思います。

教 育 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

青木委員 これから増えていくとしたら、ボランティアスタッフが十分に足りているのか どうかという、その辺の状況を。

生涯学習課長 今現在の状況ですと、ボランティアは揃っている状況になりますが、その後、 例えば場所を広げていくとか、そういうふうになりますと、受け手側の状況にも よると思いますので、今後、そこら辺も向こう側と詰めていきながら、どこまで 展開していけるかというのも検討してきたいと思っております。

青木委員 よろしくお願いします。

教 育 長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。期待しております。

○報告事項

4. 令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について (放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業)

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、続いて、報告4「令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費 に係る繰越計算書について(放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業)」につ いて、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、ご説明を申し上げます。

令和3年度の一般会計予算繰越明許費に関する繰越計算書についてのご説明で ございます。

こちらは、あいキッズの放課後児童支援員に対する処遇改善に係る経費に関するものになります。

1の事業費については、先ほど学務課長からご説明がありました処遇改善に関する事業と同様の事業でございまして、対象が放課後児童支援員となってございます。

2の繰越明許の理由でございますが、趣旨につきましては、先ほどご説明があったとおりでございます。

資料の中央部分のあいキッズの概要につきましては、放課後健全育成事業「きらきらタイム」と、放課後子ども教室事業「さんさんタイム」を一体的に実施してございまして、今回の国の補助は、放課後健全育成事業「きらきらタイム」が対象となってございますが、区では、放課後子ども教室「さんさんタイム」の部分につきましても、区の独立事業、区の負担として当事業に要する経費を含め、令和3年度9月補正予算として計上させていただいているところでございます。

このうち、令和4年度分、令和4年4月から9月分につきましては、令和5年度の委託料に上乗せして計上させていただくため、予算の一部を繰り越させていただくものでございます。

3の、繰越額は、3,594万5,000円となってございます。

繰り越した額の支出完了予定は、5の令和4年7月末を予定しております。

次のページに行かせていただきまして、7の事業概要の(2)、一番下の表の 部分でございます。

こちらは、放課後健全育成事業処遇改善、きらきらタイムの従事職員、常勤職員、月1万1,000円を基準にいたしまして、その他、支援員、プレーイングパートナーにつきましては、それぞれの勤務時間に応じて割返して計算した額となっているところでございます。

最終ページに繰越計算書をおつけしておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. コロナ禍におけるあいキッズの運営状況について

(地-2・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告 5 「コロナ禍におけるあいキッズの運営状況について」、地域 教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、コロナ禍におけるあいキッズの運営状況についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、これまでコロナ禍において運営してまいりました、あいキッズの状況を総括してご報告させていただくものでございます。

1の利用制限でございます。

表1をお示ししてございますが、あいキッズでは、令和2年3月、令和2年度 末の区立小学校の臨時休業以降、利用される児童の安全を最大限確保しながら、 就労家庭等の家庭で過ごせることが難しい児童の受け入れを行う方策として、 「さんさんタイムー般登録」児童の利用制限を行ってまいりました。

令和3年度に入りましても緊急事態宣言の発動が続きましたが、新型コロナの知見でありますとか、対応の経験を踏まえまして、利用対象につきましても、徐々に利用対象を大きく拡大しましたところでございますが、令和3年度の夏休み以降、令和3年7月26日以降になりますが、学校休業日に一人で過ごす児童の受け入れを進めるため、「さんさんタイム一般登録」児童の利用を再開したところでございます。

次のページにお移りいただきまして、表2になりますが、新たな利用制限のルールを設けまして、こちらの部分に基づく運営の下、きらきら登録、さんさん登録にかかわらず、あいキッズを放課後の居場所として必要とされる全ての児童の皆さんが利用できる状況となっております。

2では、平日の登録状況と利用状況をお示ししております。

(1)の登録状況です。

令和元年度と令和3年度の比較となりますが、きらきらタイムの登録率は、こちらは、さんさんタイム一般登録児童の利用制限の影響もございまして、きらきらタイムへの登録のご希望が多くなってございます。登録率が約5%増の状況となっております。

一方で、さんさんタイムの登録率は約12%と、大きな減少となっているところでございます。

(2)の利用状況のところでございますが、きらきらタイム、さんさんタイムとも、約6%から7%の減少となってございまして、こちらについては、コロナ禍の影響が見られるところとなっております。

2ページの(3)では、ただいまご説明を申し上げました利用状況の推移を示しつつ、詳しく、年度ごとの各月の利用人数の推移についてお示しするものでございます。参考にご覧いただければと思います。

最後に、ページをお進みいただきまして、3の令和3年度あいキッズ満足度アンケートの調査結果でございます。

コロナ禍で、「さんさんタイムの一般登録」児童の利用制限をさせていただい たことを受けまして、それに関する設問を、今回追加してアンケートを実施した ものでございます。

その結果といたしましては、上の図で、回答の多くがご理解をいただいている 様子をうかがえますが、制限の中、お困りの状況にあったという一定の回答もお 寄せいただいたところでございます。

下の図では、その回答していただいた理由になります。

利用制限に関する理由の回答といたしましては、「感染を防止するため」という趣旨の回答が多く寄せられてございますが、部分的にでも利用したかったとのお声も、一定数お寄せいただいているところでございます。

区では、こういった「さんさんタイムー般登録」児童の状況も鑑み、現在は、新しい利用制限のルールに基づく運営の下、きらきら登録、さんさん登録にかかわらず、全ての児童の皆さんが利用できる体制で運営を行っているところでございます。

今後も新型コロナウイルスの状況は変化していくことが見込まれるところでございますが、これまで培った対応の経験も活かしながら、利用される児童の皆さんの安心・安全な居場所の確保に向けて、取り組んでまいりたいと思っております

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。

高野委員 表2の新たな利用制限のルールというところで、緊急事態宣言等というところで、その下の、「制限レベル3において、利用児童数が十分に減少しない場合は、4年生以上の利用を制限する」というこの判断というのは、区全体の4年生以上の利用についてなのか、それとも、各校でそれぞれ利用の状態というのが違うと思うのですが、その辺はどう判断していくのか、それを教えていただきたいと思います。

地域教育力推進課長 ありがとうございます。基本的には、こちらは全あいキッズを対象にしたルー

ルというように、まず運用しているところでございます。

その中では、お話にありましたように、各校での感染状況の違いというものが あろうかと思っております。

私どもも、ルールの運用ですとか、見直しという部分については、検討を行っているところでございます。

今、ご指摘がございましたように、このルールをあいキッズ全般として適用するのか、個別的に適用するのかというところについても、今後のあいキッズの状況を見ながら、ルールを検討してまいりたいと考えております。

全体としては、あいキッズ全体を対象とした部分としての位置づけとなっているというところでございます。

高野委員 状況に応じてですが、可能な限り、制限が必要ないところについては利用できるようになるといいと思うのですが、判断がとても難しいので、色々なことを考えて判断していただきたいと思います。

地域新力推進課 ありがとうございます。今回のあいキッズという状況の違いの中で、今お話しいただきましたように、中には制限を加えなくても運用が可能な状況等もあるかと思いますので、そうした部分につきまして、区としても、今後、よりきめ細かな対応ができるように、更に検討を進めてまいりたいと思います。

教 育 長 ありがとうございます。 どうぞ、野田委員。

野田委員 ありがとうございます。

制限に関する回答理由の密になってしまうというところは、現場を見てみますと、活動スペースの狭さがどうしても難点になるかと思います。

学校によっては、一部の教室を開放していただくなどの連携が必要と思われます。この回答理由から見ますと、密が起きることによって感染リスクが高まるというところが半数の理由になっているかと思いまして、それを何とかするために制限をご検討くださったかと思いますので、できるだけ、委託の会社の方とのつながりもあるかと思うのですが、学校の教室なども有効利用をご検討いただければと思います。残りの3分の1は、あいキッズを必要としているというご意見かと思いますので、ぜひとも、必要としてくださっている方の要望を満たせるような、子どもたちも、居場所としてあいキッズをすごく必要としていますので、教室などの有効利用にご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

地域教育が推課長 ありがとうございます。おっしゃっていただきましたように、児童の三密、密 集を避けるという意味で利用制限をさせていただいているところではございます が、今お話がありましたように、今まで以上のスペースの確保ということで、そ うした利用制限で密集の状態を避けられるということもあろうかと思います。 既に学校におきましては、追加の場所をご提供いただいている学校もございますので、今後もそうしたスペースの確保ということも、引き続き、状況を見ながら対応に当たってまいりたいと考えております。

教 育 長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありま すでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。 ありがとうございました。

午前 10時 33分 閉会